

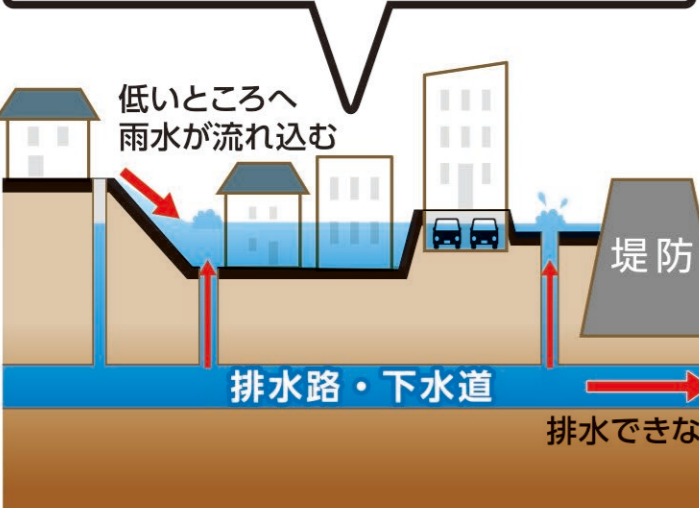
内水氾濫・外水氾濫 (洪水)

◆ 内水氾濫と外水氾濫とは



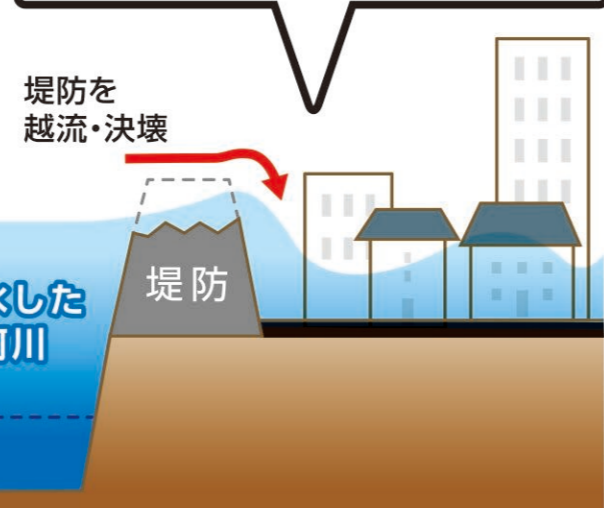
周りより低い土地で起こりやすい
排水機能の不全が原因

排水路や下水道の排水能力を超え、大量の雨が降ったり、河川の水位が上昇して排水路等から河川に排水できなくなったときに、溢れ出した雨水で建物や道路が浸水してしまいます。



河川の近くで起こりやすい
河川の増水が原因

河川の堤防から水が溢れたり、堤防が決壊することにより、市街地や田畑に水が流れ込む現象のことをいいます。広範囲で浸水するおそれがあります。



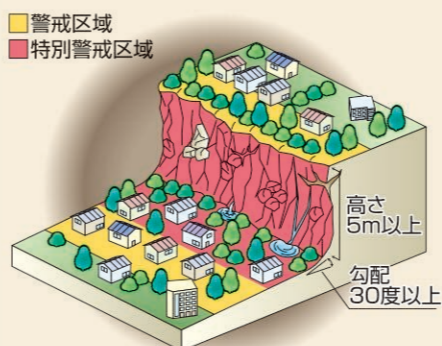
※洪水ハザードマップは、P31からP56に掲載。
内水のハザードマップは、今後データ版で公表予定です。

土砂災害

近年、全国各地で大きな土砂災害が発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を及ぼしています。土砂災害とは、がけ崩れ、土石流、地すべりのことをいい、勾配の急な山やがけ、溪流のある地域に発生します。

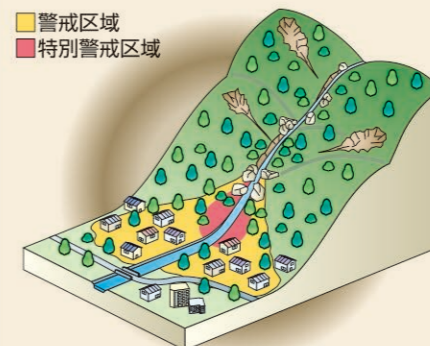
◆ 土砂災害の形態

● がけ崩れとは



雨や地震などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちる現象。人家を襲うと逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。

● 土石流とは



山や谷(溪流)の土砂や木の一部分が長雨や集中豪雨などで水と一体となり、一気に下流へ押し流される現象。流れの速さは時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。

● 地すべりとは



大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、地下水の力によって持ち上げられた地面がゆっくりと斜面下方へ動き出す現象。一般的に広範囲にわたり動くため、甚大な被害を及ぼす可能性が高くなっています。

◆ 土砂災害警戒区域(特別警戒区域)の指定について

静岡県では、*土砂災害防止法に基づいて調査を実施し、土砂災害警戒区域(特別警戒区域)の指定を行っています。警戒区域等に指定されると市では、ハザードマップの更新等により、警戒避難態勢の整備を行います。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

・土砂等の崩壊によって、被害のおそれのある区域であり、対象区域の世帯等には、ハザードマップを配布します。

408箇所

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

・土砂等の崩壊によって、住宅等の建築物が崩壊し、住んでいる人の生命や身体に大きな危害を生ずるおそれのある区域であり、開発行為に規制がかかり、建築物の移転を求められることもあります。

350箇所

※令和8年3月末現在

◆ 土砂災害警戒区域(特別警戒区域)に該当する地区

警戒レベル4相当の防災気象情報が発表された場合、市では以下の地区に対して、原則、避難指示を発令します。ただし、発令に当たっては、その他の防災情報や現地の状況等を総合的に判断することになりますので、P20の情報収集手段などから正しい情報を入手できるようにしてください。

対象地区一覧表	青木区	内房第2区	上稲子区	下稲子区	杉田5区	貴戸区	村山1区	栗倉2区	源道寺区
	青木平区	内房第3区	上柚野区	下条下区	杉田6区	沼久保区	村山2区	栗倉3区	小泉6区
	安居山1区	内房第4区	上羽鮒区	下柚野区	高原区	半野区	村山3区	栗倉4区	淀師区
	安居山2区	馬見塚区	狩宿区	下羽鮒区	田中区	麓区	山宮2区	万野1区	山宮1区
	栗倉1区	大岩1区	北山1区	精進川上区	外神区	星山1区	山本区	富士見ヶ丘区	
	猪之頭区	大久保区	北山2区	精進川下区	鳥並区	星山2区	万野希望区	大鹿窪区	
	内野区	大中里区	北山4区	杉田3区	長貴区	万野3区	大岩3区	日の出区	
内房第1区	上井出区	黒田区	杉田4区	西山區	万野4区	人穴区	原区		

※対象地区は、静岡県の指定状況により増える可能性があります。
※令和8年3月末現在